

ID: 420

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	タンクの水張検査等の申出		
例規名 根拠条項	長門市火災予防条例 第47条		
例規番号	平成17年条例第197号		
<p>【根拠条文】 (タンクの水張検査等)</p> <p>第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日